

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊高田駐屯地
第379会計隊長 八幡 文博
(公 印 省 略)

一 般 競 争 入 札 に つ い て 、 下 記 の と お り 公 告 す る 。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
(使用済) トラッククレーン	内訳書及び仕様書のとおり	UN	1	

- (2) 引取完了期限 代金納付の日から5日以内 (令 和 8 年 10 月 6 日 までに搬出)
(3) 引取場所 陸上自衛隊高田駐屯地

2 入札参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
(6) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の「C等級以上」に格付され競争参加地域が、関東・甲信越で本年度資格を有する者であること。
(7) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
(9) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。参加した場合は当該再委託を承認しない。
(10) 再委託する場合は、再委託承認申請書の提出にあたり、中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載すること。契約担当官が再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。
確認期間： 令和8年7月21日 ～ 令和8年8月6日
(11) 過去の売払い車両の解体・破碎及び売払いにおける解体証明書及び工程写真または破碎証明書が履行期限を超えて未提出の状態ではないこと。
(12) 参加を希望する場合は16(6)宛てに一報すること。

3 適用する契約条項

- (1) 不用物品売払契約条項
(2) 談合等の不正行為に関する特約条項
(3) 暴力団排除に関する特約条項
(4) 売払い物品の解体に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊高田駐屯地 第379会計隊 契約班
東部方面会計隊ホームページ：www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin

5 現場説明会

実施しない。個別に現物確認を希望する場合は16(7)へ調整すること。

6 入札日時及び会場

令和8年8月6日 (木) 13:10 陸上自衛隊高田駐屯地 4号隊舎1階 入札室

7 郵送による入札

- (1) 封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、入札前日の17時までに会計隊契約班必着とする。
(2) 郵便入札により参加した場合の入札会場での立会は可とする。
(3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
令和8年8月7日 (金) 13:10 陸上自衛隊高田駐屯地 4号隊舎1階 入札室

8 入札条件

- (1) 入札金額「消費税抜き価格」で表記すること。
- (2) 1 回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。（郵便による入札があった場合は 7 (3) による。）

9 落札決定方法

- (1) 総額で、当隊所定の予定価格以上で最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 保証金

- (1) 入札保証金
免 除
- (2) 契約保証金
免 除

11 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の 100 分の 5 以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 100 分の 10 以上を徴収する。
- (3) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の 10 パーセントに相当する金額を徴収する。

12 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の 10% 以上に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額があらかじめ約定した違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の 10% 以上に相当する金額の違約金を徴収する。

13 入札の無効

- (1) 第 2 項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札。
- (2) 入札者の氏名及び押印された印影もしくは押印省略の場合は担当者の氏名及び電話番号が判別しがたい入札。
- (3) 電信、電話、ファックス等による入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合。
- (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

14 契約書の作成

落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成するものとする。また、標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。この際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第 1 条の表中、「番号」を「車台番号」に、第 3 条を「第 1 条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」として使用する。

15 代金納入

納付期限 令和 8 年 10 月 6 日

16 その他

- (1) 代表者でないものが入札する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 危険負担（収集・運搬中の事故等）については、請負者の責任とする。
- (3) 現場確認及び引取の際は、日本国籍を有する者とし、官側が立会する。
- (4) 提出書類

全省庁統一資格の資格審査結果通知（写）、引取業者登録通知書（写）、フロン類回収業者登録通知書（写）、解体業許可証（写）及び破砕業許可証（写）、再委託する場合は 2 (8) に記載する書類

提出期限： 令和 8 年 8 月 6 日 9 時

- (5) 許可の必要

当該売払部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要です。

- (6) 書類等業務連絡先 〒943-8501 新潟県上越市南城町 3-7-1 陸上自衛隊高田駐屯地
第 379 会計隊 契約班 担当：椎野（シイノ）
電話：025-523-5117（内 377） FAX：025-523-5117（内 598） メール：379fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
- (7) 引取現場調整先 陸上自衛隊高田駐屯地 第 5 施設群 4 科（担当：池田 内 447）

内訳書（車両内訳区分表）

[illegible]

入札書

分任契約担当官陸上自衛隊高田駐屯地
第 3 7 9 会 計 隊 長 八 幡 文 博 殿

¥

(別途消費税)

- 1 件 名 : (使用済)トラッククレーン
- 2 履行場所 : 陸上自衛隊高田駐屯地
- 3 履行期間 : 契約代金納入後 5 日以内 (ただし令和8年10月6日までに搬出)

上記入札条件及び契約条項を承諾のうえ入札します。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和8年8月6日

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。